昭和二十六年十 一月二十四日

土

B

主 要 Ħ 次

♦規 則 生活保護法施行細則

規

則

生活保護法施行細則をここに公布する。

昭和二十六年十一月二十四日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

◇鳥取縣規則第七十八号

生活保護法施行細則

.(用語)

第一條 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一 行令(昭和二十五年政令第百四十八号)を、省令とは 十五年法律第百四十四号)を、政令とは生活保護法施 との規則において、法とは生活保護法(昭和二

号)をいう。

(委任)

第二條 法第十九條第四項の規定により、法第二十四條 第四十八條第四項、第六十二條、第六十三條、第六十四 号に定める地方事務所長にこれを委任する。 権限は、次の区分に掲げる地域につきそれぞれ当該各 に第八十一條に規定する知事の決定及び実施に関する 條第二項、第七十六條、第七十七條及び第八十條並び から第二十八條まで、第三十條から第三十七條まで、

四、東伯地方事務所管內 三、気高地方事務所管內 二、八頭地方事務所管內 一、岩美地方事務所管內 (但し東伯郡倉吉町の地域を除く) 東伯地方事務所長 岩美地方事務所長 気高地方事務所長 八頭地方事務所長

(第三種郵便物認可) (昭和四年四月十五日)

六、日 男地方事務所管內 西伯地方事務所管內 日野地方事務所長 西伯地方事務所長

第三條 言類を作成し. 地方事務所長は、被保護者につき、次に掲げる 常にその記載事項について整理してお

かなければならない。

保護台帳(樣式第一号)

最低生活費認定表(樣式第二号)

收入認定表(樣式第三号)

保護決定調書(様式第四号)

保護世帶指導票(樣式第五号)

給付狀况明細書(様式第六号)

地方事務所長は次に掲げる書類を作成し、

常にその

2, 記載事項について整理しておかなければならない。

受付面接記錄簿(樣式第七号)

保護申請受理簿 (様式第八号)

保護世帶索引簿(樣式第九号)

(様式第十号)

(様式第十一号)

Ħ,

医療券交付処理簿

六 助產券交付処理簿(樣式第十二号)

弋 藥剤券交付処理簿(樣式第十三号)

(通知)

第四條 地の福祉事務所長又は地方事務所長に通知しなければ を添付して、すみやかに、この旨当該被保護者の居住 在地の地方事務所長が保護を実施したときは、 一項第一号乃至第四号及び第六條に規定する書類の写 法第十九條第二項の規定によつて要保護者の現 前條第

地方事務所長はすみやかに、必要な決定を行い、 事務所長の所管区域内に移転したときは、旧居住地の 長に通知し、 の例によつて新居住地の福祉事務所長又は地方事務所 被保護者がその居住地を他の福祉事務所長又は地方 保護を引き繼がなければならない。 前項

(保護(変更)申請書)

第五條 省令第二條第一項の書面は、様式第十四号、 様式第十五号による。 同

條第二項の書面は

2 長が必要と認めるものを添付するものとする。 前項の書面には次に掲げる書類のうち、 地方事務所

求職日傭証明書(様式第十七号) 在職及び給与証明書(様式第十六号)

(保護金品支給通知書)

地方事務所長が被保護者等に対して保護金品を

様式第二十二号の收容委託書を交付しなければならな

交付するときは、

あらかじめ様式第二十三号による保

三、生業計画書(樣式第十八号)

(決定通知書)

第六條 二項による開始及び変更の決定通知は様式第十九号に より、法第二十四條第一項及び第五項法第二十六條第 一項の停止、 法第二十四條第一項及び第五項、第二十五條第 廃止、並びに却下の決定通知は様式第二

第十條

地方事務所長は医療扶助の申請があつたとき又

(初診券)

保護者に急迫した事情がある場合は、この限りでない 護金品支給通知書を発行しなければならない。但し被

(調査依賴書)

十号による。

高七條 法第二十九條の規定による調査の囑託及び報告 の要求は様式第二十一号の調査依賴書による。

(收容委託書)

容を委託するときは、 施設に收容し、 法第三十條第一項の規定により被保護者を保護 又は保龗施設若しくは私人の家庭に收 その施設の長又は私人に対して

(医療券等)

式第二十四号の初診券を交付するものとする。 は医療扶助を必要とする者があると認めるときは、

第十一條 (町村長の行う事務) 助產券、 十五号、 医療扶助又は出産扶助の現物給付は様式第二 又は藥剤券をそれぞれ交付して行うものとす 様式第二十六号及び様式第二十七号の医療券、

第十二條 福祉事務所を設置しない町村の長(以下 町

鳥取縣公報

外

号

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

Ξ

村長」という。 十九号の被保護世帶名簿を作成し且つ整理しておかな 保護に関する参考となるべき事項を記載する書面は様 式第二十八号によらなければならない。 町村長は、その管内にある被保護者につき様式第二 )が法第二十四條第六項の規定により

- 作成し、常に、その記載事項について整理しておかな ければならない。 ければならない。 町村長は第三條、第二項第一号及び第四号の書類を
- 出しなければならない。 况の変動を認めた場合には、 の被保護者狀况変動報告書を所管の地方事務所長に提 町村長は、その管内にある被保護者につき、 すみやかに様式第三十号 その狀
- 護金品支給通知書と引き換えに指定された交付日に確 村長は第九條の規定により被保護者等に通達された保 町村長が被保護者等より保護費の受領につき委任を 地方事務所より保護費の交付をうけたときは町 これを支給し、 交付日から七日以内に様式第三

 $\mathbf{2}$ 

知書を添付して地方事務所長に提出しなければならな 十一号による保護費支給狀况報告書に保護金品支給通

(保護施設設置認可申請書)

第十三條 第三十二号の保護施設設置認可申請書によらなければ ならない。 省令第五條第一項の規定による申請書は様式

式によらなければならない。 法第四十一條第二項の規定による申請書は前項の様

(保護施設変更届書等)

第十四條 第四十一條第二項第一号叉は第四号から第八号までに やかに知事に届け出なければならない。 三十三号の保護施設変更届書により、その旨を一 掲げる<br />
事項に該当する<br />
事項を変更したときは、 市町村は、その設置した保護施設 について法 樣式第 すみ

十四号の保護施設変更認可申請書によらなければなら 法第四十一條第五項の規定による申請は、樣式第三

A

## (保護施設事業開始届書等)

第十五條 ない。 より、 の管理者は様式第三十五号の保護施設事業開始届書に その旨をすみやかに知事に届け出なければなら 保護施設が事業を開始したときは、当該施設

00124

設台帳及び法第四十六條の規定による管理規程を添付 收容者及び利用者狀况調書、 しなければならない。 前項の保護施設事業開始届書には様式第三十六号の 様式第三十七号の保護施

(保護施設業務報告)

第十六條 保護施設の管理者は、 ぞれ当該各号に定める期日までに知事に提出しなけれ 次に掲げる書類をそれ

ばならない。 前月分保護実施狀况報告(樣式第三十八号)

翌年度予算書

二月十日

(改善命令等による措置結果報告書)

十七條 市町村又は社会福祉法人は、 法第四十五條第

> 三十九号の措置結果報告書を、 止を命ぜられ、 は運営の改善、 ら三十日以内に知事に提出しなければならない。 れたときは、 一項又は第二項の規定によつて保護施設の設備若しく これに基いてとつた措置について様式第 その事業の停止若しくは保護施設の廃 又は保護施設の設置の認可を取り消さ その処分をうけた日か

(收容被保護者狀况変更届書)

第十八條 様式第四十号の收容被保護者狀况変更届書によらなけ ればならない。 法第四十八條第四項の規定による届け出は、

(保護施設休止報告書等)

第十九條 以内に、知事又は市町村長に提出しなければならない。 廃止(事業縮少、休止)報告書叉は通知書は様式第四 十二号の保護施設休止(廃止)認可申請書によらなけ 十一号により、 ればならない。 法第四十二條の規定による認可の申請は、 省令第七條及び第八條の規定による保護施設 その廃止 (事業縮少、休止)後三十日 樣式第四

(第三種郵便物認可)

(医療機関等の指定申請書)

第二十條 式第四十三号によらなければならない。 省令第十條第一項の規定による申請書は、

(不服申立書)

第二十一條 によらなければならない。 政令第三條の不服申立書は様式第四十四号

(保護費支弁計画書)

第二十二條 町村長」という。 添付して、前年度の二月十日までに、 する市町村の歳入歳出予算抄本义は歳入歳出予算案を 出しなければならない。 る生活保護費支弁計画書を二部作成し、当該計画に関 福祉事務所を管理する市町村長 )は各年度每に様式第四十五号によ これを知事に提 (以下

(保護費負担金概算交付請求書)

第二十三條 第四十六号の生活保護費国庫負担金概算交付請求書を 二部作成し、 期分については、 市町村長は、各年度の各四半期毎に、 每四半期の始期の前々月末(第一、 二月十日とする)までに、 これを知 様式 四半

V

事に提出しなければならない。

(設備費交付申請書)

第二十四條 関する、 費に関する国又は県の負担金(補助金)の交付を受け ようとするときは、 して交付を受けようとする年の四月五日までに負担金 (補助金) の交付申請書を知事に提出しなければなら 歳入歳出予算抄本又は歳入歳出予算案を添付 市町村又は社会福祉法人が保護施設の設備 様式第四十七号による当該計画に

(繰替支弁)

第二十五條 支弁施設指定申請書を知事に提出しなければならない 指定をうけようとするときは、様式第四十八号の繰替 ずる施設が法第七十二條第一項に規定する厚生大臣の 類の写を添付して当該市町村又は福祉事務所若しくは 保護費繰替支弁金計算書及び支出に関する証ひよう書 ときは、支出した翌月末までに様式第四十九号の生活 市町村は法第七十二條の規定による繰替支弁をした 保護施設、指定医療機関、その他これらに

地方事務所にその費用の弁償を請求しなければならな

らない。 受けた日から三十日以内に、これを弁償しなければな の規定による弁償の請求を受けたときは、 市町村又は福祉事務所若しくは地方事務所は、 その請求を 前 項

(県の負担)

第二十六條 る保護費果費負担金交付申請書及び様式第五十一号に 及び委託事務費を支弁したときは、様式第五十号によ 号乃至第四号に規定する書類の写を添付し各四半期分 書を作成し、当該彼保護者に関する第三條第一項第一 一号及び第二号の規定による保護費、保護施設事務費 についてその四半期終期の翌月十日までに知事に提出 よる保護施設事務費、 しなければならない。 市町村は、 生活保護法第七十三條第一項第 委託事務費県費負担金交付申請

第二十九條

市町村又は社会福祉法人は、

保護施設設備

(保護費負担金精算書)

市町村長は、 様式第五十二号の生活保護費

鳥坂縣公報

号

外

昭和二十六年十一月二十四日

(保護施設事務費精算書) 添付して翌年の六月十日までに知事に提出しなければ ならない。

負担金精算書二部を作成し、当該会計年度の市町村議

入蔵出決算抄本及び様式第五十三号の算出調書二部を

第二十八條 (保護施設設備費補助金精算書) 事業実施調書、 護施設事務費精算書二部を作成し、 前年度の歳入歳出決算書抄本を添付して翌年の六月十 日までに、 保護施設の管理者は、 これを知事に提出しなければならな 様式第五十六号の事務費支出調書及び 様式第五十四号の保 様式第五十五号の

費に関する負担金(補助金)交付の指令を受けた施設 ひよう書類の写を添付して、その設備が完了した日 設設備費補助金精算書二部を作成し、 がその設備を完了したときは様式第五十七号の保護施

工事に関する証

(納付書)

ら三十日以内にこれを知事に提出しなければならな

(第三種郵便物認可)

様式第1号

年年 月月 日日

(第三種郵便物認可)

第三十條 送達する書面は、 なければならない。 省令第二十三條の規定によつて納付義務者に 様式第五十八号の納付通知書によら

(経理狀况調)

第三十一條 市、 提出しなければならない。 費経理狀况調を作成し翌月十 市町村長は毎月様式第五十九号の生活保護 五. までにこれを知事に

町 村長等えの準用)

第三十二條 村につ 町村の福祉事務所長について、 いて、 條、第二十七條、 項の規定によつて市町村長から事務の委任をうけた市 び第十條の規定は、 第二十五條第二項の規定は地方事務所並びに町 て準用する。 第三條、 第三十條の規定は地方事務所長につ 市 第四條、 村長及び法第十九條第四 第五條第二項、 第二十二條、 第二十三 第九條及

できる。

第三十三條 から事務の委任を受けた市町村の福祉事務所長が法又 法第十九條第四項の規定によつて市町村長

Th

2 経由しなければならない。 はこれに基く命令等により知事又は厚生大臣え提出す べき書類は、 社会福祉法人が設置する保護施設につ その市町村長及びこれを統轄する知事を

厚生大臣え提出すべき書類は、 者义はその施設の長が法又はこれに基く命令等により、 知事を経由しなけ いてその設置 れば

(認可)

ならない。

第三十四條

地方事務所長又は市町

村長 は

事務の狀况

により必要があるときは、

あらかじめ知事の認可を受

けてこの規則に定める様式と異るものを用いることが

(施行期日) 一日から適用する。 この規則は、 則 公布の日 から施行し昭和二十六年十月

(生活保護法施行細則 生活保護法施行細則 Ø 廃止)

は廃止する。 (昭和二十五年鳥取県規則第七

X

柄性别 歷<mark>隊</mark>分狀况 社会 隊份能力 保險 世帶構成員 続 生年月日 世帶主男女 月 年 H 2 男女 月 年 日

月

男女 年 月 日 職 氏名(再揭) 摘 要 特殊技能 現 職

社会歷

(表)

世帶 番号

受理

既に申請した保護

について

居住地及 び居住の 始期

前住地

本籍地

鳥取縣公報

号

外

昭和二十六年十一月二十四

H

保

決定

世帯主氏名

日

昭和 年 月

却下

護

昭和 年 月

日

年

台

日

開 始 停廃止 取 消

帳

昭和 年昭和 年

日より

開始原因

開始停廃昭 和止 取 消昭 和

月月 日日

(第三種郵便物認可

九

(第三種郵便物認可)

樣式第2号

外

最低生活費認定表 村 世帶番号 その他の費用 活 生 教育費 - 類 特別の特別基人工 場合の準設定栄養 教育費 その他 住宅費 第 世帶員名 才 年男女 四 四川 円 円 円 才男女 才 年男女 10 <u>터</u>() (中) 田田田 (1) 計 円] 円 費 額 目 類 金 第 \_ 認定額 主 食 費 基準 額 目 自 給 副 食 家具什器 等 調味料 水道料 K ょ 入 浴 電灯料 ·3 理 髮 薪炭費 控 除 マッチ 額 雜 費 円 計 計 Щ - 類 | 第二類 | 小 定 **額**(x) | 認定額 | 教育費 (オ) 住宅費 台 計 (ル)+(オ)+(ト) (又)+(チ) (4)+(7 イ)--(リ)+(ロ)+(ハ)(チ) 摘要 **(P)** 担当社会福祉主事 日認定 年 月 昭和

氏	名	続	柄	下令	住	)	折	職	業	扶養的
				才				and the second second		
						-		popular and the state of the st		
	折	衝	経		Jd.	家區	三裁判	所えの	の提	訴
本人		(12.)	TELLS.							
祉方	- AMERICA OF THE STATE OF									
務務										
長		an anticological St. P. Sect., 189					the state of the second	Maria e del al Miller (Pres Ser e		
助の況					and the same of th					
区 1、4、	自家( 借間(	(地代		$\begin{pmatrix} 2 \\ 5 \\ \end{pmatrix}$	借家 同居	(家賃 (	);	3、ア 6、施	パー 設(	۱ (
水道及 び電燈	(水道	(1)有	共同	無(	井戶)育	亨 共同	無(	電 灯	登)₩ 也)	7個\
屋 4、	総室炎	攵(	造 )	章、也	平 階 5用室数	) 2、建 数(	」 」 6、	)3 総疊	、	坪 (
张   7、	使用層	藝女(		) 8,	使用均	<b>半数(</b>	)	9、腐	村禺	<u>: (</u>
衛生	£   1,	採光	(	)	2、換5	₹ (	) 3,	濕度	(	)
,	5					( (50 /)	7) III	C74 78	»Н <del>Б</del>	<b>基礎</b> 個人
£						(XEXT	V) FI	<b>公汉</b> ()	ንር 10	貝谷貝ノ
(記事)	MARKET STATE OF THE STATE OF TH	**************************************				(返済	につ	へて)		
<del>'</del>										
	本人福祉事務所長援助の 区別 水び 家屋狀况 衛 道電 (14、7.10) 生	本人編祉事務所長援助の  区別 水び 家屋状况 衛 居 記	本人職社事務所長状 況   1、4、   ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	大	本人には   は、   は、   は、   は、   は、   は、   は、   は	大	大	大	大	大

樣式第3号 鳥取縣公報 定 表 牧 入 認 世帶番号 住 所 世帶主氏名 Q 差引純 收入月 額 | 牧入を得るための経費 |種類金額 | 特別 | 小 計 牧入 | 牧人を得る 月額 | 種類 金額 收入 種類 種類 世帯 員 名 号 申立認定 四 円 円 定 期 收 昭和二十六年十一月二十四日 申立認定 入 申立 円 H 円 円 認定 騙 時 收 (第三種郵便物認可) 申立 認定 \*2 入 申立認定 Щ 円 国 四 [月 額合計 4 Ø 担当社会福祉主事 昭和 年 月 . 日認定 14

		庆定	ΥЩ	耳		角	昭和					l	
<b></b>			;	社主事	似廬	[池村	盐						ı
		·	1	,							世帶番号		
•											世帶主天名	11召和	
大 助 額	收入充当額	所要金額		•				 	收入充当額	所要 金額	種類	年 月分保	
			-	<b>.</b>							助 生活 住宅	月分保護決定調書	
			-								教育   医療		
-													
											当	市町村分	樣式第4号

鳥取縣公報

鳥取縣公報

号

外

(表) 様式	式第6号
給 付 狀 况 明 細 書	
世帶番号 世帶主 世帶人員 居宅 平	女容の別
住 所 人 居宅 人	收容 人
生活•住宅•教育扶助	
支給   支給月日   人員   生活   人員   住宅   人員   教 育   計	摘要
月月日人 円人 円人 円	-
月月日	
合 計	
生業・葬祭扶助 支給   支給月日   扶助種別   人員   扶助額   摘要(施設收容先、 月別   支給月日   扶助種別   人員   大助額   が現物購入額	期間及、
支給   支給月日   扶助種別   人員   扶助額   摘要(施設收容先、月別   支給月日   扶助種別   人員   扶助額   摘要( 恋現物購入額	
月月日 人円	
	~
月月日	
合 計	

٢							/15	=+++		-inte	11-	286	'are	樣式第5号
=			·				保	護	世	帶	指		票	
	世帶	骨番号	#	t 7	罗	主	氏	名	住			<u></u> 所		担当社会福祉主導
	指	•		昭和	FΠ		年		月	日治	央定	:		
	指導方針													
(重	更生計画			,		•			-					
(裏面使用、裏	特記事項		one offer some	and a		na adhara						•		
面は	取	扱月日		洱	表	事	項		相談	指導	-	調査	御	<b>現察概要</b>
取扱		月	日										olympia and a constraint of the constraint of th	and a production and the complete or the complete of the compl
裏面は取扱事項のみ										١				
2														
		*												
														·
										٠.				
		月	日											

外 昭和二十六年十一月二十四日

鳥取縣公報

号

(第三種郵便物認可)

---<del>-</del>

(表)													様式	第7号	<u>,                                    </u>
			· 罗	を付	面	拼	6 1	iC .	錄	簿					
受付	第	号	受付	昭和	年:	月		H		面抄				5112	-7
申訂氏	青者名				住	所						要付	港者。	との関	11%
要保	護世 氏名		Managani Saddo F. S. Villey		住	所						居			明
生年	月日	年	月	日生	育行作	主地						居	住	始其	切
職	業				本	籍			·						
	氏		名	年令	続		性:	别	健	否	学	歷	職業	摘り	更
世				才	世	帶主	男	女							
帶															
狀		•.										Ť			
况				7	-		男	女							
相談事項	4 逐7 素	三活扶 基療扶 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開	力 5 力 8	教育 出產 扶助	扶財費增	] 6   落質	9	宝業就そ	快助 骝	力   清	呆嬳径歷				
相		1	社会團	<b>₹</b>											
談															
內		2	生活	払難の	理由	H									
容															

. 1 (裏) 医療 • 出產扶助 鳥取縣公報 支給 (医 藥 助) 指 定 居 牧 き 療 月別 券 番 号 機関名 の 別 支払月日 社会 保険 費\_\_\_ 支払 摘要 金額 自己 負担 [11] 昭和二十六年十一月二十四日 19 月 合 要 支給月別 支給月日 支 給 金 額 摘 月 (第三種郵便物認可) 19 護 月 月 日 合 計 .

,

\*

数

(表裏使用) 申請受理|申請受理| 番 号月 日 鳥取縣公報 Ш Ш 号 世帶主氏名 外 世人語自 寀 昭和二十六年十一月二十四日 Ĥ 藍 -# 野 噩 新 再申請した|要日決定|保護開始|決定通知世帯却下 | 併の別保護種別|月 日|月 日|番号番号 版 渵 籓 (第三種郵便物認可) Ш 田 皿 Ш 匹 回 **一** 九 樣式第8号 摅 財

措	2 申請手続 月日       3 担当員連絡 月日       4 調査依賴 月日
面接者所見及び備考	1 相 談 の み
容          面	5 親族及び縁故者(氏名 住所 職業 家族構成 援助能 * 6 負債の狀况
內	4 扶養義務者(氏名 住所 職業 家族構成 扶養能)
談	支出狀况
相	<b>資產狀况</b>

鳥取縣公報

号

外

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

八

( 表 與 使 用 )				保護世帶索引簿	式第9号
	初診券 交付月日 世帯		°¥.	世帶番号 住 所 世帶主氏名 申請受理 保護 停 廃 月 日 種別 月	止 摘要 日 日
	初 診世帯主氏名 受診者氏名			(表裏使用)	
	% 交付。				
	処 理 簿 受診機関名 所在地	<b>(</b> *)	∤ <b>∳</b>		and the second s
	他 受領者氏名 [5]				
	株式第10号 領交付初 診 料 1   者印支払月日		·r	月日月	· <sub>B</sub> ]

鳥取縣公報

妟

外

昭和二十六年十一月二十四日

	***************************************			使用)	(表異:				
			-				医番		-
							医療祭 交付月日番 号		
E							松		
						H	寸月		
Щ	-					Ш	1 111		
	_	*					交付  世		
1							申年		
1-	-						号 料 器 器		
							1 1		
-	-						第三		
							受療者 名	网	
_								槳	
İ							年令	從	
								· ※	
	\$						授 機 関 名	二	
_							療名		
							平	処	
							所在地	曲	
						-	風の	籬	
1							交里		
						-			
							受領者 氏 名		
-	_			•					
							马受貿		
I						-	回		
			į			四	回付月		
	_					Ш	四四		
							辞せ。		
-	_						月審 査支払		
H						月	姓		
Ш						 	月日		

4

号

外

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

外

							樣式第1 <del>4号</del>
申請	青番号			保護	( )	8更)	)申請書
F	昭和	. 4	ŧ	月 F	I		(住所又は居所) (本人との関係) (氏 名) ®
	福地	心方	事務所 事務所	長			殿
. (	に規定 これに	きす	る諸義 り同法	務を守 による( 、書類)	ると	共に を受	く、又は受けさせたいので、同法、下記記載事項に虚 <b>偽</b> があつて、けた場合には、罰則の適用があるえ申請致します。
	住所						,
世	氏	名	続析	生年,	月日	• 年	カーダー   展り生み   起 置
帶			世帶三	年 年	月	日	才 生 活 123
構成員						,	教 育受受現在 受けたた たこととががい
				年	月	日	生業   なある   す
売料農 一差	收入	料金金人	入	引一箇月 収入を 必要経 計 (収差 差引損分	得費 — — — — — ¬		無 收 入 申 告  無收入になつた理由 1 失業 2 営業失敗 3 稼仂者の死亡 4 資産の消費 5 子供養育のため就業不能 6 病気 7不具 廃疾8 老衰9 幼者 10 災害 11  収入を得るための努力 1 公共職業安定所に求職申込年月日 3 職業補導所に入所申込年月日 4

(表類使用) 藥剤彩 交付月日 交付 世帶 單、番 号 交付月日 回数 番号 給 鳥取縣公報 3 田 田 号 受領者 氏 名 摋 1 巡 年令 樂 溪 受 療機関名 4 俎 严 温 在 勘 癬 \* 受領者 氏 名 |受領||回付月日| 正 皿 Ш Ш **维**头 活 樣式第13号 支払月日 H . 1

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

四四

鳥取縣公報

1		
i		
1		
1		
	11	
i	ı	
1		
Į.		
1		
- 1		
時受	1	
- ~		
ł		
- 1		
ł		
100		
額		
~		
1		
1.		
円		

								第式第16号	<u> </u>
世	帶番号		在職	及び給与	产証明	月書			
	第	号 昭和	和 4	年 月	=	日			
			()	職場名和 所在地) 勤務先責	)	₹)		(P)	
	福地	祉事務所 方事務所長		591121 July	展				
	-	通り証明し の規定によ					場合は生活の	保護法第八	
氏	名						職務		
生年	<b>F</b> 月日	昭和 年	月	日生		才	名及内で		
居	住 地						び職容		
	基	本 給		円		所	得 稅		円
	日給	(日分)				健	康 保 險		
月分	家加	矣 手 当			控	厚点	上年 金 保險		
月分給与額		手当					組合費		
額					除				_
	小	計(4)			_	No. of the last of			
現	品	目	時	価					_
品		-	[	円	額				_
給						-			_
与.	小	計(中)		Щ		小	計(ハ)		円
差引	支給物	頁 i)+(ロ)(ハ)		円	摘				
前二 給	箇月の 狀	支 月分	1	四四	要				

申	請番号		葬	祭	扶	助	申	請	書	樣式第15号
	昭和	年	月	H						
	•		申請者	(本)	月 <b>し</b> との イ	所 D関位 S	系			<b>®</b>
	福地	祉事務 方事務	近長 近長				殿			
	で代つ		と行いた	をく著	串祭技				_	養義務者がないの す。なお下記の記
死	氏名			HQ		白化	F令 t別		才男	女 死亡前
亡	生年月 死亡年	月日 月日	年,	月日	生印			月	日死	(社会(見)会)
者	住所	又は居	折							
遺留金品及び資産の狀况										処分見積額
保護	者の一種経歴		ナたこ。 た、4	とが; <b>死</b> [	ない、 上時	、2 受け	受けてい	た保	き とか き の ここ こ	がある、3 死亡時 種類
がした。	病病名		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						- 11	
	葬祭所	要金額		- 1	己	負	担	額		差引希望金額
l										

\*\*

\* 1

				<del></del>			様	式第	18号
世帶番号	生	業	計i	国 [	<u></u>				
世帶主氏名			住 月	斤					
1 生業の中心	ふとなるもの								
氏	名		***********						
	との続柄 月 日		************						
<b>生</b> 年	月 日		年	月	ļ	日生			
2 計画した事	事業名又は技	能習得	导種別						
		·							
3 生業を行う	場所								
4 事業の具体	始を決定し	7	L.VI.						
* 事果の共体	的な内容と	とのフ	万法						
	4								
記のこと)	る金額(技能 使途明細(身								併
記念ととに 品目並びに 6 將來の見込 イ 生業の	使途明細(身	<b>見積</b> 書	害その	他所引	更書类 	関を添作			分併
記の 記目並びに 6 將來の見込 イ 生業の 中 生業の	使途明細(身 の目的の達成 の目的の達成	<b>見積</b> 書	皆その。 るまで たとき	他所望の見ののもののもののもののもののもののもののものできます。	要書类 	間を添作	foc &	- )	訳
記品目並びに 6 將來の見込 イ 生業の ウ 人 見 込 額	使途明細(身 の目的の達成 の目的の達成	<b>見積</b> 書	書その るまで たとき	他所望の見ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	要書类 	関を添作 間入 訳   「 額   「	foc &	=)	
三記品目並びに 6 將來の見込《 中生業》 ) 枚 入 見 込 額 ) 枚入を得るため	使途明細(身 の目的の達成 の目的の達成	<b>見積</b> 書	皆その。 るまで たとき	他所望の見ののもののもののもののもののという。	要書类 	間を添作	foc &	- )	訳
記品目 ※ の 見込 ※ の 見 ※ の 見 ※ で と 生 業 で )	使途明細(見 の目的の達成 の目的の達成	<b>見積</b> 書	皆その。 るまで たとき	他所望の見ののもののもののもののもののという。	要書类 	関を添作 間入 訳   「 額   「	foc &	- )	訳
三記品目 ※ で に で に で に で に で に で で に で に で に で に	使途明細(見 の目的の達成 の目的の達成	<b>見積</b> 書	皆その。 るまで たとき	他所望の見ののもののもののもののもののという。	要書类 	関を添作 間入 訳   「 額   「	foc &	- )	訳
記品   R	使途明細(見 の目的の達成 の目的の達成	<b>見積</b> 書	皆その。 るまで たとき	他所望の見ののもののもののもののもののという。	要書类 	関を添作 間入 訳   「 額   「	foc &	- )	訳
記品   (1)   (2)	使途明細(見 の目的の達成 の目的の達成	<b>見積</b> 書	皆その。 るまで たとき	他所望の見ののもののもののもののもののという。	要書类 	関を添作 間入 訳   「 額   「	foc &	- )	訳

鳥取縣公報

外

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

二 九

	槽番	号			求 日	職傭	証		明	書		樣式第	,17号
	第	号	昭	和	年		月		日				
			公	共職	業安	定所	i長		••••••			(P)	
		福地	祉事務 方事務	所長 所長					殿				
	下記					•••••	記						
氏	名					居	-	F			* *************************************		
-		求職(	に関す	る事	頁					日傭に関	関する	事項	
求明	<b></b>	日	昭和	年	月		日	登受	錄 付日	昭和	年	月	日
受	付 番	号						i			,	•	
希!	望 職	種							就労	日数及		<u>.</u>	Ъ
前		職						前				ĺ	
<del>一</del> 失	保險	番号					-	一箇	T)	計		D)	<u>н</u>
業保险	給付	月額						月の狀	就労び収	日数及		日	- P
								/	JI	<b></b>		日	Ţ
									1	計			Ъ
摘	-		,					本	月就労	予定日	数		Е
				٠				本.	月收ノ	見積額	額		Ъ
								摘					
要								要					
	氏 求 受 希 前 失業保險 一 摘	第   下 名   張 付 室   保   給	<ul><li>(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)</li></ul>	第 号 昭公 務務 下記の が 大業保険 摘 大業保険 摘 大業保険 摘 大業保険 横 一 大	世帯番号	第 号 昭和 年	世帯番号 日 傭 第 号 昭和 年 公共職業安定所 福祉事務所長 下記の通り証明します。	第 号 昭和 年 月	第 号 昭和 年 月	第 号 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 福祉事務所長 殿 下記の通り証明します。 記 居住地 登受付 日 昭和 年 月 日 受 前1 箇月の狀况 月分 月分 月分 月分 月分 カリ 大業保険 摘 失業保険 摘 本 月 取 カリ 大業保険 あい 大き	# 号 昭和 年 月 日	第 号 昭和 年 月 日	#### 書

様式第19号

鳥取縣公報

号

1 保護の種類

世帶番号

2 決定された理由

昭和

(申請者 住所 世帶主 氏名

しましたので通知致します。

3 決定が14日を経過した理由

◎との決定に不服のあるときは決定の日から30日以内に(地方事務所、福祉事務所)経由知事に不服申立が出來ます。

保護(申請却下)通知書

月

福祉事務所長 地方事務所長

月 日申請せられた保護については昭和

日次の通り(申請却下、廃止、停止)することに決定

記

樣式第20号	'	

1.

1 保護の種類

世帶番号

2、保護の程度

3 保護の方法

4. 開始 (変更) の月日 昭和 年 月

5 決定された理由

6 決定が14日を経過した理由

◎この決定に不服のあるときは決定の日から30日以内に(地方事務 所、福祉事務所)経由知事に不服申立が出來ます。

月 日次の通り (開始、変更) することに決定しましたの で通知致します。

昭和 年 月

昭和

記

(申請者\_\_住所\_\_\_\_\_ 世帶主 氏名

福祉事務所長地方事務所長

日申請せられた保護については昭和

始)決定通知書

外

昭和二十六年十一

(第三種郵便物認可)

· =

(第三種郵便物認可)

様式第21号

Ħ

事

調査依賴書

月

福祉事務所長 地方事務所長

下記の者は生活に困窮し生活保護法による保護を受けなければ

ならない事情にありますが保護実施のために下記の諸事項について承知致したいので調査のうえ至急御回答お願い致します。

年 令

才

記

年

続 柄

世帶主

			(秘)		
2	\		昭和 年 月 日		
			(住所)		
			(職氏名)		<b>®</b>
ş <b>\</b>			福祉事務所長 地方事務所長	殿	
		切り	被 保護者の調査につい	て	
			***	号をもつて照会	され
<b>74</b>	2.00	取	た標記について下記の通り回答致しま 記	J.	
l,	•			,	
		線			
Anny Anny					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
				• 4	
5)	<i>)</i> ₹				
1					
1					
• - (					
Ŋ					
r	<i>f</i> = 1				
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -			0-	

鳥取縣公報

曑

(性所) (職氏名)

被保護者居住地要保護者現住地世帶構成員

外。

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

三三三

照 会 事 項

日

M

樣式第22号

下記の者を生活保護法により貴所 (院) に收容保護の委託を致 外 しますからよろしくお願い致します、 記 昭和二十六年十 氏 名 日生 男女 年 世帶主氏 名 本人との続柄 才 男女 居住地 本 月二十四日 敎 育 業 職 労務程度 特殊技能 | |保護開始| |年 **月** 日 昭和 保護種類 年 月 (第三種郵便物認可) 摘 三五 要 委託を受諾できる場合にも、できない場合にも添付書類によつ

收容委託書

福祉事務所長 地方事務所長

月

年

昭和

鳥取縣公報

号

第

考

て御回答下さい。

(施設所在地)

			收容保	護(不信	能 <b>)</b> 通	知書		
	昭和	年	月	日・	•			
			(施設所	在地)				····
			(施設名	)				****
			(代表者	名名)				P
(切			福祉事 地方事	務所長 務所	·		殿	
	昭和	年	月	日付第		号をもつっ	て收容保護	どの委
					いては	收容(可	能、不可能	自) で
取		すから近	通知致し	ます。 記				
	被保護者 氏 名				结	手 月	日生	才男
線	收 容 日 年 月 日	昭和	年	月	日			
	收容不能 事 由							
	收容受付簿 登錄年月日	章   昭和 	1 年	月	日	牧容可能  込年月日	見昭和年	月日
	r-ta							
	摘							
			•					
								•
						•		
	要							

外

(第三種郵便物認可)

家計の狀況に異動があつたとき、特に收入に

病気にか、こつたり又病気がなおこたとき

増減があつたとき、

住所が変つたとき、

¥

田

| オ<sup>| 男</sup>女 5又紛失しないよう大切

この通知書はよびさないよ にして下さい。

鳥取縣公報

号

外

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

三七

- 六年十一月二十四日
(第三種郵便物認可)

三六

(裏) (表) 支給月別 通知月日 交付月日 摘 財 保護を受けている世帶人員が増えたり減つた この通知書と使用印鑑を持 支給する保護金品は、裏面に記載された交付月日 えお届け下 月分 月分 田 Ħ Ш Ш えおいで下さい。 この通知書を紛失したとき、 ロ、使用印鑑を紛失したとき、 旦 旦 次のような場合には、すぐに Ш Ш 注 遺 にお渡ししますから、 田 りしたとき、 田 田女子 った s tu HIII: ર્જ 王 H 旌 凼 樣式第23号 ¥ 生活保護法による保護金品を裏面記載の通り支給 致します。 | |使<u>期</u>| <u>(aa</u> 逫 瓡 使用印鑑 香名 11 1 华 医扶 # 殡助 生活保護保護金品支給通知書 法による 枟 世帶主 出获 福祉事務所 地方事務所長 纜 生業扶助 余錢給付現物給付 紅 (世帶番号 (住所) 出 保護を受けるもの

鳥取縣公報

¥

IJ

()

	,								
	(	医師	用)	生活仍	薩法初診	券		<u>交付</u>	番号
		(患	者の氏	名)				 才	男女
福地		(住		所)					
祉方   事事				7717					
<b>務務</b>   所所	傷症	有名						安靜度	
長印	病	狀						禁止 事項	
		要	治療日	数	,	日間		金額	円
* 句	医療	入	、院治療	·····································	要する	j	更しな	V	
	費	手	術を要	 うれば	点数	点	金額	[	円
	概要		会保險	 (加入狀)	 兄				
取	安		考事項						
	=∧	1	月日		昭和	年	月		
線	前2	WI 4-	· /3   D			-+-	<i>J</i> 3	Н	
:	医療	機関		r在地)					
	所る	生 地		科 医師	市田夕				(FI
	氏	名	施機	術 者 関代表者	<b> </b>				
		************	昭和	年	月	日発行			
			енте	•	事務所 事務所長	~ 50,	,		P
				地方	事務所 <sup>公</sup> 			·	
	0	注意	ţ						
			, ,		て保存して				
				:めの檢3	至は診断当	日判明語	記入し	得る範囲	にして下
		_	い。 法典の	. war ∕r≙*. <del>d.o.</del> r. t	<b>→</b> 5人 4年 14年 日日	55- <del>7-1</del> 61	상태년	th 目式 / 見、「公	:も実施1
					ま診療機関 R健康保険				
					<sub>え陸原体数</sub> 兼保險の診				.21,560
					へものは無				
	ı								

-14

M

×

. 1

												様	式第	26	号
			manuscon and i for a		生	活保	護法	助產多	șî 						
世	帶	番	号	交	付	番	号	3	交	付	年	月	J	E	
第			号	第			号	昭	和	年		月。		E	
被	住	所													
保護	氏	名								年	月		日生	. :	才
者	職	業			,				世 (	帶 主      続柄			ļ <u>ļ</u>	月	女
世帶	住	所													
主	氏	名						年			間	幾業			
担	自己	2負額			Ţ	拼拼	:給、	單給	社	会保險 入狀况_					
助民	崔婦 名_							住	所						
A. N. Carrell Control Control	息	取県	Ļ		福地	高祉事 2方事	事務月 事務月	「 長					(	<b>D</b>	
取技	及月日	3	耶	Į.		扱		事		項		注 意	Ţ.	<b></b>	項
月		日								受給者	印 .	1 2	2	3	4
月		日				-						取を	異連	<b>※</b>	発
		. 1										扱事項欄には往診、沐浴その都度正確に記入のこ	常分娩の場合には直ちに絡すること。	印の項には記入しないと	行者の印のないものは無
月		日			-	- I	差 5	『語』			-	、と 介°	該	٤	効。
合自	十金	領		h	]		求金	沒額」		円	_	助、加	保護機		
自	担邻	額	所、	Ъ	]	J	決定	它額				置	関に		
1 (1	功產	婦氏	名)							<b>(P)</b>		न			

鳥取縣公報

步

外

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

四一

									様式	第25号
				生涅	5保護治	去医療祭			1111000 DE DESTE E E E E	
世帶	番号	交付:	番号	交付	一回数	交	付	年	月	H
第	号	第	号	第	回	昭和	年		月	日
受	住 月	折				The sales were a second of the				
	氏 彳	名					年	月	日生	才
者	職業	業					世帯との続	主杯	Account of the Control of the Contro	男女
世	住 月	折			***************************************					
帶主	氏 彳	名		年	月	日生	職業	[ ]		
	保險@ 負担害	の種類 削合					合居	宅	有効!	
一部	患者負	負担額				單、糸	合 入	院	至昭和年	三月 日
B	医療	機	関:	名		医療	機	—— <u>'</u> 関 所	在地	ī
*		鳥第県	<u>.</u>	眉	国祉事系 也方事系	务所 务所		Market - July Late Control	-	
		***************************************								<b>®</b>
	1	「交付	回数亅	は同	一の傷	病につき	受療者	に医療	療券を交/	付した
記		回数を			-					
載						7円と記入				
上					100	給」欄「	居宅、	入院」	」欄は該	当のも
注		のを〇								
意		-				とし、月			ねように、	するこ
						て発行す			,	
	5 )	入院、	居宅に	こ異動	があつ	つたときに	ま更めて	_発行	すること	0

(第三種郵便物認可)

X

11

-1

外

							樣式第	28号
		保護	申請に	対す	る意見具申	書		
第	号	昭和	年		日			
			町 村	長		`\		(P)
••••		福祉事務 地方事務	所長 所				殿	
町 当村 ので保 見を具	隻申請	る 書及び添			⊰護法による ≷付するとす			
1 保護申	請世帶	について	-		2 扶養義	<b>務者、</b> 親	属、緣故	者につ
イ、課	稅狀况				いて			
口、社	会保險	 加入狀炎	Z		イ、住	所、氏名	、家族人	員
<b>ハ、</b> 資	產、聰	歳業及び事	女入狀况	2	口、資	產、職業	及び收入	狀况
ニ、生		と 関及び前位	主地		へ、生	活程度		
~、社	:会歷				二、扶	養叉は援	段助能力	
3 20	他参考	事項						
								l

									京疾	大第27号
				生活	保護法	<b>薬剤</b> 券		- Market In all Market I	Publication of the second of t	
世春	带番号	交付番	·号	交付	回数	交	付	年	月	日
第	号	第	号	第	回	昭和	年		月	日
受	住力	听								
療	氏:	名					年		j E	日生 才
渚	職	業				t ,	世帶 主			男 女
世	住	所								
帶主	氏	名				年	月日	生 職	業	
担担	部患者1	負して	[I]	併給	• 單絲	有効期間	自昭和	口年月	日至昭	和年月日
傷病	病 名 狀					1 4	安静度 禁止事項		,	
診	所医療 関 名						所在地	`		
	剤 部名		- American de la companya de la comp	),		1	生所			
	鳥耳	· ·———— 汶県		福祉	止事務, ち事務,	斯長				(FI)
	1 交	付回数k	t同-		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	き薬剤	 余を交付	した	回数を記	 記入する
記載	2 -	と <b>。</b> 部患者質	負担客	質は何	円と記	己入する	こと。			
上注	4 傷	病名欄、	安青	爭度欄	、禁止	を当のもの 上事項欄、	のを○で <b>、</b> 診断医	囲むる療機関	こと。 関名欄(	は初診券
意	5 有		こへの	カロと けり	としも	し月をす	越す場合	は更ぬ	めて発行	<b>宁する</b> こ
	l と 如	L	方		事		項		注意	事項
処方	7月日 _   日	種	別	用	重	調剤藥促 円	可受給者	_   7	2 - L	D記給印
								一 一 定 を	の毎では	こ入者さ としにせ °なそる
	日			1				一 項訂	3の十	3いのこ
	金額	円		1 2	差引請 於金額		円	IF 0	人請日の求まえ	と都と *と度。
自	1 額	円		11 >	※支払 決定額		円	明し	とはにの	
		 T住所氏	· 名)	<u> </u>	くくしては	,	 (f)	-   既	一提 <sup>1</sup> 括出	頁 に発 は受捺行

鳥取縣公報

끃

外

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

四 五

鳥取縣公報

号

外

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

四七十

															( <b>)</b>	r * 1	1				~					
(表)												様式	第31	号_	· ·				被	保護者	<b>香</b> 狀况	変動幸	设告書			
			月分	保	護費	支糸	合狀と	兄報台	<b>告書</b>			The second secon				,		<del></del>								•
昭和	年	j	1	日											٦	*	第	号	昭和	年	月	E	1			
	•	ĺ	-		町	長							A	,				•			町長村					P
					村	文							E						福祉車	※昕						
		地	5事系	务所	長							殿	•						福祉事 地方事	務所	₹					殿 .
昭和 通りで 致しま										の支糸 枚落							1 13	における 告致しま		世帯に	てつい	て下記	己事項に	二変動	があり	ましたか
					記																2					
		支	*	合	册	Ė	况								×	* 7	被保護世	上帶番号	第			世帶	主氏名			
(1) 受領	並びに	支	合総名	領												. "	1160	が毛し	\* ^*		177	1 1±H	/r:	ET .		W. A. 1
金券受領	月日	3	金	į į	彸	額	支	給	総	額	差	引	殘	額			入	変動の	うめつべ 後支出額		旺	和	年	月	日	
———— 月	E	1				円				円	ĺ			——			変	変動の変動の								
(2) 支給	內訳				P	(1.1				1	1			1.3			到一个	交到(	J& J/C	-						
世帶番号		地	—— 主	H		 Z.	太	*	<b>4</b>	額	步	給	月				支出イ	変動の	つあつた	月日	昭	和	年	月	日	
単帝田 5	her-	'ttı'			4 1	H		/NLI			<u> </u>						四の甲	変動領	後の支出	額						
										円	<u> </u>	月		日	4	12	[の変] へ	<b>変</b> 動2	つあつた	原因						
																*			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							· .
																	その他の	の生計の	变動							
											44						居住地の	の異動・	(異動先	:)						
																		, ,,,,,	() (2)	,,				•		
														•			世帶構	成員の昇	<b>基動</b>			•				
		*															発病、 <sup>)</sup>	退院、治	渝							
									,								その他の									
															1	<b>)</b>										
							ī		p. 4.6 474-94-9-9-9-9-9-9-9-9-9-9-9-9-9-9-9-9-9		1						記載注	意変動	かのあつ こと。	た事気	寒を発	見した	を場合に	こ知り	得た軍	節囲を記入
	1										1	F	1	. 11		1 1	l							-		

五

設置者負担金

円

その他の牧入

円

計

円

9 工事竣工及び事業開始の年月日

工事竣工

昭和

日

事業開始

昭和

10 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴

職	名	氏	名	生年月日	経	`	歷

11 経理の方針(具体的に詳記すること)

調製上の注意

この申請書には下記の書類を添付すること。

- (4) 施設を設置する市町村がその区域外に保護施設を設置する場 合はその施設を設置しようとする区域の市町村の同意書写社 会福祉法人が保護施設を設置する場合はその施設を設置しよ うとする区域の市町村の意見書写
- (ロ) 生活保護法第四十六條の規定による管理規程
- い 收容者名簿

(2) 既存保護施設の場合

利用族者	見込	人員計	利用率	施設	の利用 者の数 听在地 町 村	隣	が要と 接  打村		トる被	施建経年	のの過数	耐用年数	備	考	
()	()	()	()	(	)	(	).	(	)						ĺ

(註)()内には現在の狀况を記入すること。

7 施設の規模構造

(1) 敷地面積及びその他の保護施設の用に供する土地面積

(4) 敷地面積

坪

(ロ) その他保護施設の用に供する面積 坪

(2) 建坪及び延坪

(4) 建坪

(中) 延坪 坪

(3) 構造(設計図及び仕様書)

設計図

別紙の通り

仕様書 別紙の通り

(註) 設計図は(4)配置図(可各階平面図(各部の用途柱窓出入口階段及び 方位を明示し主要部位の寸法を記入すること) 四立面図 (少くと も二方面よりの立面図とすること) (土)構造上緊要と認めれる部分 の詳細図を各種別每に作成すること。

8 (1)施設の設備費

建坪單価

円別紙仕訳書の通り

口

(中) 初度調弁費

(4) 工事費(買收費を含む)

円別紙仕訳書の通り

(2) 財源內訳

国庫負担(補助)金

円

県費負担(補助)金

円

鳥取縣公報

鎐

中

昭和

寀

護

摇 熨 赘 展 囲 甽

併

旦 Щ

鳥取県知事

旦

市町村長

끔

日付受厚第 号をもつて設置認可になった

施設を下記のように変更したので

届出します。

뺼

保護施設の名称及び種類

事業種別 建物その他設備の規模及び構造

取扱定員 事業開始の予定年月日

経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴

経理の方針

調製上の注意

1

Keg

W

16

1 変更しよ **うとする項目についてのみ旧計画及び新計画を併記すること。** 

宇

鎐

保護施設変更認可申請書

Щ

溉

鳥取県知事

昭和

併

Ħ

法人の名称及び代表者氏名

田

様式第34号

施設を下記のように変更致したいの

で認可下さるよう申請します。

日受厚第

号をもつて設置認可を受けた

뺼

保護施設の名称及び種類

寄付行爲、定款その他の基本約款

建物その他の設備の規模及び構造

事業種別

5 取扱定員

事業開始の予定年月日

経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴 経理の方針

調製上の注意

鳥取縣公報

号

1 変更しよ とする項目についてのみ旧計画及び新計画を併記すること。

樣式第35号

樣式第36号 保護施設收容者及び利用者狀况調査 年 令 性別 扶養義務者の (満) 性別 住所 氏名 入所年月日 氏 年 月 日 年 月 日 調製上の注意

1 宿所提供施設については收容する家族構成人員を備考欄に明記

2 收容及び利用する被保護者の主なる收容理由を備考欄に明記す

鳥取縣公報

号

外

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

五五五

する。

る。

00174

K

F

Ų

保護施設事業開始届書

月 昭和 年

市町村長

Ep

鳥取県知事

日付受厚第 号をもつて設置認可をうけ 昭和 施設の事業開始を昭和 年 月 日より致しま したので生活保護法施行細則第十五條の規定により下記関係書類 を添えて届け出ます。

殿

- 1 收容者及び利用者狀况調書
- 2 保護施設台帳
- 3 保護施設管理規程

1/4

設備費の総額及 びその財源

年度別

为 治 思

慾

盤

財 国庫負担 助)額

源 の (補県費負担 助)額

内 訳 [ (補|設置者]]

寄付金

認可番び年月

号及

加

拉

法人

(電話局番)

主なる経歴

建物及

Ċ,

艛 基

建物の規模を持続される。

模造

(建物の配置図別紙の通り)

|年額 年額

制田田田

敷地

同上の 保護施設の平面積

の 内 訳 坪その他の余裕地

坪所有

痽

立

綖

帳簿名

摘要

取

较

定

その他の施設

分院來分內外名

設

痽

医療保護施設

寢台数 | 1日 当取扱能力

が大

Ø

設備名

数量

設備名

数量

設備名

数

認 可 年 月 日 創 設 年 月 日 事業開始年月日

年年 在

严

当 類

 $\overline{\phantom{a}}$ 

煛)

表すな

者 の 氏 名 たる事務所の所在地

(電話局番)

事業の内容

腴	
物	
認	
п	
$\overline{}$	

 $\mathcal{T}_{i}$ 

七

					***********		
				•		樣式	第38号
	保護旗	施設	月分保証	雙実施狀況	兄報告書		
昭和	年	月	日				
			市 (法人の	町 名称及び	村 代表者日	長 〔名〕	P
鳥取県知事		殿					
(養老、救護	、厚生加						
区 実人員	延人	員 收缩	7日数	保護		支 出	額」備
月 間 累計	門置八里						
男 人 人	네 시		日日日	円円	円	田田旧	
女							
計				ĺ			
(授產施設)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- 566.1	1-			J. 11 -1-3	,
区 実人員 月間取 扱人員 累記		数最高	賃  最低 平	金 均 支払  <sub>貝</sub>	<u>賃金</u> 時間	支 払方注  出來 固定	
1 1		日日田		金 終額 ** 円  円	円 人	高制給	
男	1 1			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
女							
計							
(医療保護施	沙)		***************************************	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		
区実人員短		☆ 日 ※h/5	老 / 昌/	D内訳医 <sup>療</sup>	友占 粉炬	<b>泰捷</b> 步/	全 郊间
月間取累延分級人員計員	人累收	容累計等	新患 旧息	計 計 点	原 累計金		計備考
A A A A		日日日	人		点点	H)	円
院	_ _ _		ļ	1 1	_ļļ_	<u> </u>	
外   1	/		1				1 1
外							

100

X

樣式第39号

措置結果報告書

昭和

鳥取縣公報

号

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

五九

市 町 村 長 (法人の名称及び代表者氏名)

鳥取県知事

昭和 年 月 日付発厚第 号をもつて 設備について改善を命ぜられた件関して次の通り改善措置を講じ 運営 たので報告致します。

記

設備の改善措置の結果について

運営の改善措置の結果について

(宿所提供施設)

	世				帶				人			1	1	
実世	帶養	女人	正世	帶数	延收	容	日数	実人	員	数	延人	員数	( )	±±x
実世	累計	十岁	止世 些※	累計	延收	容	累計	実人	累	+	延人	累計	備	考
<b>市数</b>	l F	51	万女	I 6	一致人		日	貝釵	1	A 1	貝奴	1 6	1	
,	'		,	,		н	Н		/	$^{\prime}$	八	. 八	1	
	Ī	Ť			İ	i			<u>'</u>	-1			1	

14

樣式第40号

哥

曑

昭和二十六年十一月二十四日

(第三種郵便物認可)

保護施設長

殿

貴下より收容委託になつている被保護者について下記のように保 護の(変更、停止、廃止)を必要とする事由が生じましたのでお 届け致します。

保護施設收容被保護者狀况変更屆書

記

保護の変更、 停止、廃止を 必要とする事 保護の変更を必要とするもの 現に行つている 保護の狀况 氏 名 住 由 才

調製上の注意

THE PROPERTY

昭和

年

月

地方事務所長 市 町 村長

日

1 本表の市町村長とは社会福祉事業法第13條の規定により福祉 事務所を設置している市町村をいう。

2 本表は保護の実施機関が保護の決定に重要なる資料となるも のであるので保護の変更、停止、廃止を必要とする事由は具 体的に数字を加えて明細に記入すること。

調製上の注意 1 ( ) 内は生活保護法施行規則第八條の区域外に設置した保護施設を廃止又は休止しするのであること。向この場合財産処分の方法については省略してよいこと。 位廃事休廃事休 鳥取県知事 (市町村長) 財産処分の方法につい 收容被保護者の処置について 保護施設の名称 私の所管する保護施設を下記のよ り報告(通知)致します。 昭和 廃 止 保護施設事業縮少報告 休 止 田 廃止 ちに事業を縮**少したので生**活保護法施行規則第七條(第八條)の規定に 休止 Ш 뺍 遯 (通知) 壨 # 鬥 华 MII. た場合の要領 樣式第41号

(第三種郵便物認可)

鳥取縣公報

曑

外

昭和二十六年十一月二十四日

六

124

宗